

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月31日

【発行者名】 ありがとう投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 長谷 俊介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田二丁目15番9号 The Kanda 282 3F

【事務連絡者氏名】 武川 静香

【電話番号】 03-5295-8030

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 ありがとうファンド

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2021年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ
コムジェスト日本株式ファンド （適格機関投資家限定）	コムジェスト日本株式ファンド
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT （ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT （ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト
アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT （ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）	アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース
iシェアーズ ゴールド・トラスト	-
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド - 米ドル建インスティテューショナルシェア・クラス（アイルランド籍外国投資法人）	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
アバディーン・スタンダード・SICAV I-ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）	アバディーン・スタンダード-ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90
コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95
アバディーン・スタンダード・SICAV I-エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）	アバディーン・スタンダード-エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド
SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	-

<訂正後>

（前略）

ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ
コムジェスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)	コムジェスト日本株式ファンド
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT (ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)	アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT (ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)	アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト
アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT (ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人)	アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース
iシェアーズ ゴールド・トラスト	-
アバディーン・スタンダード・SICAV I-ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI(ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人)	アバディーン・スタンダード-ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90
コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95(適格機関投資家限定)	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95
アバディーン・スタンダード・SICAV I-エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI(ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人)	アバディーン・スタンダード-エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド
SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	-

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

(中略)

a. 資本金の額（2021年9月末日現在）

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

(中略)

c. 大株主の状況（2021年9月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)	比率 (b/a)
石塚久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%
上野茂樹	山梨県 甲府市	1,250株	4.72%
押田邦夫	富山県 富山市	1,250株	4.72%

<訂正後>

(前略)

委託会社の概況

(中略)

a. 資本金の額（2022年3月末日現在）

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

(中略)

c. 大株主の状況（2022年3月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)	比率 (b/a)
石塚久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%
上野茂樹	山梨県 甲府市	1,250株	4.72%
押田邦夫	富山県 富山市	1,250株	4.72%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、2021年11月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

[9] バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド- 米ドル建インスティテューショナルシェア・クラス

(アイルランド籍外国投資法人)

投資信託協会分類	外国籍のため指定されていません。
投資顧問会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
ファンドの特徴	中期の加重平均償還年限で構成されるブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（米国債および米国政府機関債）に連動する運用成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（Bloomberg Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index）

[10] アバディーン・スタンダード・SICAV I- ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラス I

(ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク
ファンドの特徴	企業の質へ着目しながら、主として米国の発行体が発行する小型株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	Russell 2000 Index

[11] コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主としてヨーロッパ企業を投資対象とし、持続的に高い利益成長が期待できる企業を厳選して集中投資。 徹底したボトムアップ・アプローチとチーム運用が特徴。 利益成長の見通しがし易いことから継続性のある収益の割合が高い企業に投資。
ベンチマーク	なし

[12] コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主として新興国の企業を投資対象とし、持続的に高い利益成長が期待できる企業を厳選して集中投資。 徹底したボトムアップ・アプローチとチーム運用が特徴。 ボラティリティの高い新興国においても、政治やマクロ環境からの影響を受けにくい企業を見極めて投資。
ベンチマーク	なし

[13] アバディーン・スタンダード・SICAV I

-エマージング・マーケット・スモールカンパニーズ・ファンド クラス I

（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）

投資信託協会分類	私募のため指定されておりません。
委託会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド（在英国） アジア地域の運用については副投資顧問会社であるアバディーン・アジア・リミテッド（在シンガポール。2021年10月26日付でアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・（アジア）・リミテッドから社名変更）へ再委託します。
ファンドの特徴	企業の質へ着目しながら、主として新興国の発行体が発行する小型株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI Global Emerging Markets Small Cap Index

[14] SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

投資信託協会分類	外国ETFにつき指定されておりません。
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
ファンドの特徴	経費控除前で、金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。現物の金地金によって裏付けられており、小口からでも、より容易にかつ効果的なコストで投資家に金のエクスポージャーを提供することを図っています。
ベンチマーク	LBMA午後金価格

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について2021年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は2021年11月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）・（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））・（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）・（アイルランド籍外国投資法人）・（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（中略）

種類・項目	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド - 米ドル建 インスティテューショナルシェア・クラス（アイルランド籍外国投資法人）
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/アイルランド籍/米ドル建て
投資態度	浮動株調整時価総額加重平均型インデックスであるブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックスのパフォーマンスを追従するための「パッシブ運用」（すなわちインデックス運用）投資アプローチを採用しています。
投資対象	ブルームバーグ・パークレイズ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。 (i) 許可された投資対象 ファンドは、以下の投資対象に投資することができます。 (a) EU 加盟国もしくはEU 非加盟国における規制ある市場への公式上場が認められている、またはEU 加盟国もしくはEU 非加盟国における、規制されており、定期的に取引が行われており、認識されており、かつ公開されている市場で取引されている、譲渡性のある証券および金融市場商品 (b) 1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券 (c) UCITS 通知に定義される金融市場商品で、規制ある市場で取引される以外の金融市場商品 (d) UCITS の受益証券 (e) 非UCITS の受益証券 (f) 金融機関の預金 (g) FDI

投資制限

() 投資制限

- (a) ファンドは、投資対象の(i)項に記載される以外の譲渡性のある証券および金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。
- (b) ファンドは、1年以内に規制ある市場への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。かかる制限は、ファンドによるルール144A 証券として知られる特定の米国証券への投資については適用されません。ただし、以下の両方を満たすことを条件とします。
- ・当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行されること。
 - ・当該証券が、非流動性証券でないこと、すなわち、かかる証券が当該ファンドにより評価される価格またはおおよそその価格で当該ファンドにより7日以内に換金可能であること。
- (c) ファンドは、同一発行体により発行された譲渡性のある証券または金融市場商品に対し、純資産の10%を超えて投資を行いません。ただし、当該ファンドが5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および金融市場商品の総額は、40%未満とします。
- (d) ((ii)(c)項の) 10%制限は、譲渡性のある証券または金融市場商品が、EU加盟国もしくはその地方機関により、またはEU非加盟国もしくは一以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証されている場合には、35%まで引き上げることができます。
- (e) (ii)(d)項に記載される譲渡性のある証券および金融市場商品は、(ii)(c)項に記載される40%制限を適用する目的において考慮に入れてはなりません。
- (f) ファンドは、同一の金融機関の預金に対し、純資産の20%を超えて投資を行いません。(i) 欧州経済領域（以下「EEA」という。）（EU 加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国（スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国）における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関以外の同一金融機関において付随的流動資産として保有されている預金は、純資産の10%を超えてはなりません。かかる制限は、保管会社における預金の場合には、20%まで引き上げることができます。
- (g) 店頭デリバティブの取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはなりません。かかる制限は、(i) EEA における認可金融機関、(ii) (EEA 加盟国以外の) 1988 年7 月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国における認可金融機関、または(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関の場合には、10%まで引き上げることができます。
- (h) 上記(ii)(c)項、(ii)(f)項および(ii)(g)項にかかわらず、同一機関により発行され、同一機関における、または同一機関において引き受けられた以下のうち2つ以上の組み合わせは、純資産の20%を超えてはなりません。
- ・譲渡性のある証券もしくは金融市場商品への投資
 - ・預金、および/または
 - ・店頭デリバティブ取引から生じるリスク・エクスポージャー
- (i) 上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項に記載される制限は合算することはできず、よって、同一機関に対するエクスポージャーは純資産の35%を超えてはなりません。
- (j) グループ会社は、上記(ii)(c)項、(ii)(d)項、(ii)(f)項、(ii)(g)項および(ii)(h)項の目的上、同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%制限は、同一グループ内における譲渡性のある証券および金融市場商品への投資に適用されることがあります。
- (k) ファンドは、EU 加盟国、その地方機関、EU 非加盟国、または一以上のEU 加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および金融市場商品に対しては、純資産の100%まで投資することができます。個々の発行体は、以下のリストの中から選ばれることがあります。OECD政府（関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、中国政府もしくはブラジル政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、インド政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、学生ローンマーケティング協会（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートA・ファンディング・エルエルシー。

ファンドは、上記において純資産の100%を投資する場合には、6 種類以上の異なる銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、同一銘柄の証券は、純資産の30%を超えてはなりません。

収益分配方針	配当を行いません。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.12%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、目論見書、運用報告書、半期運用報告書の作成、印刷費用、弁護士報酬、監査報酬等。
その他	
管理会社	バンガード・グループ（アイルランド）リミテッド
投資顧問会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 12 月末日

(中略)

種類・項目	SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
運用の基本方針	
形態	金現物拋出型上場外国投資信託 / 米国籍 / グランター・トラスト
投資態度	経費控除前で、金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。現物の金地金によって裏付けられており、小口からでも、より容易にかつ効果的なコストで投資家に金のエクスポージャーを提供することを図っています。
投資対象	金
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 当ファンドは、金にのみ投資を行います。 基本的に、当ファンドが保有する金は金のカストディアンの特定期間口座にて保管され、特定期間口座で保管される金は、いかなる状況においてもトレーディングやローン、リース等に使用されることはありません。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	当ファンドの日々の純資産価額の年率0.18%（スポンサー報酬として）
購入手数料	なし
その他費用	当ファンドは上場外国投資信託であるため、取引所での売買に伴うブローカレッジ手数料がブローカーによって課されます。
その他	
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
マーケティング・エージェンツ	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー
受託会社	デラウェア・トラスト・カンパニー
アドミニストレーター	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング
金のカストディアン (保管会社)	ICBCスタンダード・バンク・ピーエルシー
存続期間	無期限、ただしスポンサーの単独の裁量によりいつでも当ファンドを終了させることができます。
決算日	毎年9月30日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、2021年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

(中略)

〔ザ・バンガード・グループ・インク〕

ザ・バンガード・グループ・インクは、1974年に米国ペンシルバニア州法に基づき設立され、米国1940年投資会社法に基づき投資顧問会社として登録されています。

1976年に初の個人投資家向けインデックスファンドを売り出し、それ以来、低コストのインデックス運用における第一人者となりました。また、債券インデックスファンド、国際株式指数に連動するインデックスファンドを最初に設定したのもバンガードでした。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（参考）指定投資信託証券の概要

下記の概要は、2022年5月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

（中略）

[9] アバディーン・スタンダード・SICAV I

- ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラス I

（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク
ファンドの特徴	企業の質へ着目しながら、主として米国の発行体が発行する小型株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	Russell 2000 Index

[10] コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主としてヨーロッパ企業を投資対象とし、持続的に高い利益成長が期待できる企業を厳選して集中投資。 徹底したボトムアップ・アプローチとチーム運用が特徴。 利益成長の見通しがし易いことから継続性のある収益の割合が高い企業に投資。
ベンチマーク	なし

[11] コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主として新興国の企業を投資対象とし、持続的に高い利益成長が期待できる企業を厳選して集中投資。 徹底したボトムアップ・アプローチとチーム運用が特徴。 ボラティリティの高い新興国においても、政治やマクロ環境からの影響を受けにくい企業を見極めて投資。
ベンチマーク	なし

[12] アバディーン・スタンダード・SICAV I

-エマージング・マーケット・スモールカンパニー・ファンド クラス I

（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）

投資信託協会分類	私募のため指定されておられません。
委託会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド（在英国） アジア地域の運用については副投資顧問会社であるアバディーン・アジア・リミテッド（在シンガポール。2021年10月26日付でアバディーン・スタンダード・インベストメント・（アジア）・リミテッドから社名変更）へ再委託します。
ファンドの特徴	企業の質へ着目しながら、主として新興国の発行体が発行する小型株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI Global Emerging Markets Small Cap Index

[13] SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

投資信託協会分類	外国ETFにつき指定されておられません。
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
ファンドの特徴	経費控除前で、金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。現物の金地金によって裏付けられており、小口からでも、より容易にかつ効果的なコストで投資家に金のエクスポージャーを提供することを図っています。
ベンチマーク	LBMA午後金価格

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について2022年5月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は2022年5月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）・（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））・（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）・（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(中略)

種類・項目	SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
運用の基本方針	
形態	金現物拋出型上場外国投資信託 / 米国籍 / グランター・トラスト
投資態度	経費控除前で、金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。現物の金地金によって裏付けられており、小口からでも、より容易にかつ効果的なコストで投資家に金のエクスポージャーを提供することを図っています。
投資対象	金
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 当ファンドは、金にのみ投資を行います。 基本的に、当ファンドが保有する金は金のカストディアンの特定期保管口座にて保管され、特定期保管口座で保管される金は、いかなる状況においてもトレーディングやローン、リース等に使用されることはありません。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	当ファンドの日々の純資産価額の年率0.10%（スポンサー報酬として）
購入手数料	なし
その他費用	当ファンドは上場外国投資信託であるため、取引所での売買に伴うブローカレッジ手数料がブローカーによって課されます。
その他	
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー
受託会社	デラウェア・トラスト・カンパニー
アドミニストレーター	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング
金のカストディアン (保管会社)	ICBCスタンダード・バンク・ピーエルシー
存続期間	無期限、ただしスポンサーの単独の裁量によりいつでも当ファンドを終了させることができます。
決算日	毎年9月30日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、2022年5月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

(後略)

(2)【投資対象】

<訂正前>

(前略)

指定投資信託証券

- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）
- ・アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）
- ・アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）
- ・iシェアーズ ゴールド・トラスト
- ・バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド - 米ドル建インスティテューショナルシェア・クラス（アイルランド籍外国投資法人）
- ・アパディーン・スタンダード・SICAV I - ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・アパディーン・スタンダード・SICAV I - エマージング・マーケット・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）
- ・SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

* 上記は2021年11月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

(後略)

<訂正後>

（前略）

指定投資信託証券

- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））
- ・コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）
- ・アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）
- ・アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）
- ・iシェアーズ ゴールド・トラスト
- ・アパディーン・スタンダード・SICAV I - ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・アパディーン・スタンダード・SICAV I - エマージング・マーケット・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）
- ・SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

* 上記は2022年5月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

（3）【運用体制】

<訂正前>

（前略）

* 運用体制は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

<訂正後>

（前略）

* 運用体制は2022年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

3【投資リスク】

<訂正前>

(前略)

* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

(中略)

* リスク管理体制は、2021年9月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(参考情報)



ありがとうファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2016年10月～2021年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ありがとうファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがありがとうファンドの投資対象とは限りません。)

ありがとうファンドの年間騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX配当込み指数
先進国株	FactSet Market Indices Developed Countries (配当込み)
新興国株	FactSet Market Indices Emerging Countries (配当込み)
日本国債	ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債:日本インデックス
先進国債	ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債:G7インデックス (ヘッジなし円ベース)
新興国債	ブルームバーグ・パークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックス (ヘッジなし円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

※代表的な資産クラスの騰落率はファクトセットのデータベースをもとに、ありがとう投信株式会社が計算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

ブルームバーグ®(BLOOMBERG®)はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)の商標およびサービスマークです。パークレイズ®(BARCLAYS®)は、ライセンスの下で使用されている、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(その関係会社と総称して「パークレイズ」といいます。)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグへのライセンス付与者(パークレイズを含みます。)は、ブルームバーグ・パークレイズ指数に対する一切の専有権を有しています。ブルームバーグおよびパークレイズのいずれも、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグおよびパークレイズのいずれもこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も負いません。

<訂正後>

（前略）

* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

* 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（中略）

* リスク管理体制は、2022年3月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(参考情報)



ありがとうファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2017年4月～2022年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ありがとうファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがありがとうファンドの投資対象とは限りません。)

ありがとうファンドの年間騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX配当込み指数
先進国株	FactSet Market Indices Developed Countries (配当込み)
新興国株	FactSet Market Indices Emerging Countries (配当込み)
日本国債	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:日本インデックス
先進国債	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:G7インデックス (ヘッジなし円ベース)
新興国債	ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックス (ヘッジなし円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

※代表的な資産クラスの騰落率はファクトセットのデータベースをもとに、ありがとう投信株式会社が計算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

ブルームバーグ®(BLOOMBERG®)はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)の商標およびサービスマークです。バークレイズ®(BARCLAYS®)は、ライセンスの下で使用されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(その関係会社と総称して「バークレイズ」といいます。)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグへのライセンス付与者(バークレイズを含みます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ指数に対する一切の専有の権利を有しています。ブルームバーグおよびバークレイズのいずれも、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグおよびバークレイズのいずれもこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.99%（税抜0.9%）以内を乗じて得た額とします。

信託財産の純資産総額が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社の間での配分は次の通りとなります（税抜）。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.9000%	0.6000%	0.2000%	0.1000%
100億円超200億円以下の部分	0.8500%	0.5900%	0.1850%	0.0750%
200億円超300億円以下の部分	0.8000%	0.5800%	0.1700%	0.0500%
300億円超500億円以下の部分	0.7500%	0.5600%	0.1500%	0.0400%
500億円超の部分	0.7000%	0.5400%	0.1300%	0.0300%

・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

税額は2022年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券についても信託報酬等がかかります。

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.55%±0.2%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（2022年5月末日現在。）

指定投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・ロウ・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスI 株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.85%
アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI 株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.80%
アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI 株式（ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人（米ドル建））	0.70%
コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	純資産総額(25億円以下の部分) に対し年率0.778%（税抜） 純資産総額(25億円超の部分)に 対し年率0.678%（税抜）
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	0.45%
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人）	0.45%
アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT（ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）	0.45%
iシェアーズ ゴールド・トラスト	0.25%

<p>アバディーン・スタンダード・SICAV I - ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）</p> <p>当ファンドに帰属する運用管理費用等については、ASIとありがとう投信株式会社との個別契約により、保有残高が事前に定められた金額を上回った場合、右記運用管理費率より低減された料率が適用されます。</p>	0.75%
<p>コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）</p>	0.90%（税抜）
<p>コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）</p>	0.95%（税抜）
<p>アバディーン・スタンダード・SICAV I - エマージング・マーケット・スモーカーカンパニーズ・ファンド クラスI（ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人）</p> <p>当ファンドに帰属する運用管理費用等については、ASIとありがとう投信株式会社との個別契約により、保有残高が事前に定められた金額を上回った場合、右記運用管理費率より低減された料率が適用されます。</p>	0.80%
<p>SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト</p>	0.10%

5【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容を追加します。

<訂正・更新内容>

以下は2022年3月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（小数点第3位を四捨五入）

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	709,791,743	3.92
投資信託受益証券	米国	635,592,522	3.51
投資証券	ルクセンブルグ	16,531,553,549	91.18
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	-	253,116,411	1.40
合計（純資産総額）		18,130,054,225	100

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	上段 簿価(各通貨建て) 下段 評価(各通貨建て)		邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
						単価	金額		
1	ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオクラスI株式	米ドル建て	145,291.5730	223.7120 206.0300	32,503,511.110 29,934,422.780	3,663,674,004	20.21
2	ルクセンブルグ	投資証券	アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT	ユーロ建て	8,828.3370	2,836.1200 2,374.5600	25,038,223.130 20,963,415.900	2,865,698,954	15.81
3	ルクセンブルグ	投資証券	アパディーン・スタンダード・エマージング・マーケット・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI	米ドル建て	735,795.9710	30.0610 27.1476	22,118,797.440 19,975,094.700	2,444,751,840	13.48
4	ルクセンブルグ	投資証券	アパディーン・スタンダード・ノースアメリカン・スモラーカンパニーズ・ファンド クラスI	米ドル建て	532,501.3240	39.6190 36.7941	21,097,649.200 19,592,906.960	2,397,975,883	13.23
5	ルクセンブルグ	投資証券	アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT	米ドル建て	16,881.7290	1,192.8880 986.8500	20,138,017.100 16,659,734.260	2,038,984,876	11.25
6	ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・バーンスタイン SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI 株式	米ドル建て	704,065.9460	21.1400 18.4300	14,883,954.090 12,975,935.380	1,588,124,731	8.76
7	ルクセンブルグ	投資証券	アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT	ユーロ建て	4,514.6940	2,878.1400 2,482.9000	12,993,921.380 11,209,533.730	1,532,343,261	8.45
8	日本	投資信託受益証券	コムジエスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	円建て	379,081,256.0000	20,677.0000 18,724.0000	783,826,313 709,791,743	709,791,743	3.92

9	米国	投資信託 受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	米ドル 建て	104,628.0000	34.4600 36.7600	3,605,480.880 3,846,125.280	470,727,273	2.60
10	米国	投資信託 受益証券	SPDRゴールド・ミニ シェアーズ・トラスト	米ドル 建て	35,052.0000	36.0080 38.4300	1,262,175.200 1,347,048.360	164,865,249	0.91

単価に関しては、小数第5位以下を四捨五入しています。

邦貨換算評価金額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって、合計金額が上記「(1) 投資状況」と一致しない場合もあります。

参考資料

組入ファンドの株式等組入上位5銘柄(2022年3月末日現在)

「コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ソニーグループ	一般消費財・サービス	4.2%
2	オリエンタルランド	一般消費財・サービス	4.0%
3	オリックス	金融	3.7%
4	第一生命ホールディングス	金融	3.5%
5	日本空港ビルデング	資本財・サービス	3.4%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「アライアンス・バーンスタイン SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス I 株式」

	銘柄名	業種	構成比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	情報技術	2.9%
2	TSMC	情報技術	2.8%
3	AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD.	金融	2.0%
4	FPT CORP. MACQUARIE BANK LTD.	情報技術	1.9%
5	HANA FINANCIAL GROUP, INC.	金融	1.8%

「アライアンス・バーンスタインSICAV I -アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI株式」

	銘柄名	業種	構成比率
1	MICROSOFT CORP.	情報技術	9.1%
2	ALPHABET, INC. Class C	コミュニケーションサービス	9.0%
3	AMAZON. COM, Inc.	一般消費財	5.5%
4	VISA, INC.	情報技術	5.2%
5	UNITEDHEALTH GROUP, Inc.	ヘルスケア	4.2%

「アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース クラスWT」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ASML HOLDING NV	情報技術	5.6%
2	MICROSOFT CORP.	情報技術	5.5%
3	AMAZON. COM, Inc.	一般消費財	5.2%
4	VISA, INC.	情報技術	5.2%
5	S&P GLOBAL INC	情報技術	4.4%

「アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラスWT」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ASML HOLDING NV	情報技術	9.9%
2	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	一般消費財	7.8%
3	KINGSPAN GROUP PLC	素材	4.8%
4	L'OREAL	一般消費財	4.1%
5	EUROFINS SCIENTIFIC	資本財	3.6%

「アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラスWT」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ASML HOLDING NV	情報技術	9.6%
2	DSV A/S	資本財	6.9%
3	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	6.7%
4	SIKA AG-REG	素材	5.5%
5	INFINEON TECHNOLOGIES AG	情報技術	4.5%

「アバディーン・スタンダード - ノースアメリカン・スモーカーカンパニーズ・ファンド」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ATKORE INC	資本財	2.9%
2	MATERION CORP	素材	2.7%
3	VERINT SYSTEMS INC	情報技術	2.6%
4	STRIDE INC	一般消費財	2.5%
5	FIRST INTERSTATE BANCSYSTEM INC	金融	2.4%

「アバディーン・スタンダード - エマージング・マーケッツ・スモーカーカンパニーズ・ファンド」

	銘柄名	業種	構成比率
1	MPHASIS LTD	情報技術	3.9%
2	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	資本財	3.9%
3	FPT CORP	情報技術	3.7%
4	ASM INTERNATIONAL NV	情報技術	3.1%
5	TOTVS SA	情報技術	2.9%

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	-	7.42
投資証券	-	91.18
合計		98.60

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2004年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (2005年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (2006年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (2007年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (2008年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (2009年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (2010年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (2011年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (2012年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (2013年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
第10期 (2014年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (2015年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
第12期 (2016年8月31日)	10,667,264,385	-	1.4686	-
第13期 (2017年8月31日)	12,385,467,150	-	1.7859	-
第14期 (2018年8月31日)	13,092,322,481	-	1.8975	-
第15期 (2019年9月2日)	12,156,599,972	-	1.7417	-
第16期 (2020年8月31日)	14,087,578,044	-	2.0964	-
第17期 (2021年8月31日)	18,521,123,080	-	2.8089	-
2021年 3月末日	16,584,696,085	-	2.5115	-
4月末日	17,303,623,743	-	2.6422	-
5月末日	17,499,462,769	-	2.6619	-
6月末日	17,982,455,776	-	2.7296	-
7月末日	18,076,555,438	-	2.7457	-
8月末日	18,521,123,080	-	2.8089	-
9月末日	18,046,561,419	-	2.7310	-
10月末日	18,903,734,179	-	2.8585	-
11月末日	18,758,173,215	-	2.8332	-
12月末日	19,237,752,464	-	2.9015	-

2022年 1月末日	16,885,959,107	-	2.5431	-
2月末日	16,615,061,057	-	2.4916	-
3月末日	18,130,054,225	-	2.7106	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円
第13期	0.0000円
第14期	0.0000円
第15期	0.0000円
第16期	0.0000円
第17期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期	6.89%
第13期	21.61%
第14期	6.25%
第15期	8.21%
第16期	20.36%
第17期	33.99%
第18期(中間期)	11.30%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率 = (計算期間末の基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)

÷ 前期末の基準価額 × 100

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期	545,876,331	470,253,591	7,263,720,370
第13期	447,350,325	776,115,911	6,934,954,784
第14期	400,547,680	435,699,335	6,899,803,129
第15期	430,393,691	350,433,686	6,979,763,134
第16期	430,227,449	690,087,454	6,719,903,129
第17期	382,702,890	508,762,244	6,593,843,775
第18期（中間期）	207,132,597	132,640,551	6,668,335,821

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日
作成基準日:2022年3月31日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産総額の推移



分配金の推移

2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	設定来累計
0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円

※分配金は1万口あたり、取引前の分配金を記載しております。
※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。

主要な資産の状況

組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
アライアンス・バースタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ	米国株式	20.2%
アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース	欧州株式	15.8%
アパティーン・スタンダード・エマージング・マーケット・スモール・カンパニーズ・ファンド	新興国小型株式	13.5%
アパティーン・スタンダード・ノースアメリカン・スモール・カンパニーズ・ファンド	北米小型株式	13.2%
アリアンツ・グローバル・エクイティ・グロース	世界株式	11.2%
アライアンス・バースタイン・エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ	新興国株式及び新興国債券	8.8%
アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト	欧州株式	8.5%
コムジエスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	日本株式	3.9%
iシェアーズ ゴールド・トラスト	金ETF	2.6%
SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	金ETF	0.9%

・資産クラスは運用実績作成基準日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。
※2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示(小数点第二位四捨五入)

ファンド全体(各ファンド合計)の資産配分状況



・各ファンドの3月末のデータを基に作成
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- (1) (省略)
- (2) (省略)

<訂正後>

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(3)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和3年9月1日から令和4年2月28日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

ありがとうファンド

(1)【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		2,597,319
金銭信託		241,891
コール・ローン		343,000,000
投資信託受益証券		1,258,231,175
投資証券		15,102,509,852
流動資産合計		16,706,580,237
資産合計		16,706,580,237
負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,569,681
未払受託者報酬		8,883,273
未払委託者報酬		79,066,226
流動負債合計		91,519,180
負債合計		91,519,180
純資産の部		
元本等		
元本		6,668,335,821
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		9,946,725,236
(分配準備積立金)		9,474,192,846
元本等合計		16,615,061,057
純資産合計		16,615,061,057
負債純資産合計		16,706,580,237

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	18期中間計算期間 自 令和3年9月 1 日 至 令和4年2月28日 金 額（円）
営業収益		
受取利息		1
有価証券売買等損益		2,660,191,941
為替差損益		637,143,681
その他収益		4,891,230
営業収益合計		2,018,157,029
営業費用		
支払利息		119,387
受託者報酬		8,883,273
委託者報酬		79,066,226
その他費用		564,979
営業費用合計		88,633,865
営業利益又は営業損失（ ）		2,106,790,894
経常利益又は経常損失（ ）		2,106,790,894
中間純利益又は中間純損失（ ）		2,106,790,894
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		2,607,693
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		11,927,279,305
剰余金増加額又は欠損金減少額		363,578,033
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		363,578,033
剰余金減少額又は欠損金増加額		239,948,901
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		239,948,901
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		9,946,725,236

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	18期中間計算期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日（一部は前々営業日）の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1. 期首元本額	6,593,843,775円
期中追加設定元本額	207,132,597円
期中一部解約元本額	132,640,551円
2. 受益権の総数	6,668,335,821口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	18期中間計算期間 自 令和3年9月 1 日 至 令和4年2月28日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期中間計算期間末 令和4年2月28日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4916円 (24,916円)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

【純資産額計算書】

令和4年3月末日現在

資産総額	18,148,640,715円
負債総額	18,586,490円
純資産総額（ - ）	18,130,054,225円
発行済口数	6,688,588,789口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7106円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

資本金の額(2021年9月末日現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

(後略)

<訂正後>

資本金の額(2022年3月末日現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

(後略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(前略)

2021年9月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	18,046,561,419円

<訂正後>

(前略)

2022年3月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	18,130,054,225円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第18期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第18期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表ならびに第19期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,888	216,458
直販顧客分別金信託	20,000	20,000
前払費用	2,558	2,523
未収委託者報酬	7,602	11,609
その他	35	-
流動資産合計	225,083	250,591
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品	3,853	2,470
その他	-	396
有形固定資産合計	3,853	2,866
無形固定資産		
ソフトウェア	5,754	4,201
無形固定資産合計	5,754	4,201
投資その他の資産		
預託金	3	5
繰延税金資産	309	536
投資その他の資産合計	313	541
固定資産合計	9,920	7,610
資産合計	235,004	258,202
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	395	205
預り金	292	304
未払金	19,494	20,527
未払費用	2,575	2,078
未払法人税等	2,954	6,633
未払消費税等	2,487	4,423
賞与引当金	1,330	1,500
流動負債合計	29,530	35,674
固定負債		
退職給付引当金	530	850
固定負債合計	530	850
負債合計	30,060	36,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	60,055	43,321
利益剰余金合計	60,055	43,321
株主資本合計	204,944	221,678
純資産合計	204,944	221,678
負債・純資産合計	235,004	258,202

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
営業収益		
委託者報酬	101,582	111,118
営業収益合計	101,582	111,118
営業費用		
支払手数料	25,861	25,023
広告宣伝費	1,309	1,354
委託計算費	5,434	5,460
営業雑経費	5,366	5,081
通信費	2,604	2,524
印刷費	1,894	1,721
諸会費	867	834
営業費用合計	37,971	36,919
一般管理費		
給料	31,799	32,281
役員報酬	9,380	9,620
給与手当	15,915	15,776
賞与	2,550	2,880
法定福利費	3,953	4,005
交際費	561	112
旅費交通費	1,540	631
租税公課	1,984	2,164
不動産賃借料	3,898	3,898
水道光熱費	266	265
退職給付費用	1,605	1,916
固定資産減価償却費	3,480	4,363
事務用品費	135	101
消耗品費	189	348
賞与引当金繰入額	1,330	1,500
その他	3,195	2,795
一般管理費合計	49,986	50,378
営業利益	13,624	23,819
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	100	645
営業外収益合計	100	645
営業外費用		
その他営業外費用	26	30
営業外費用合計	26	30
経常利益	13,698	24,434
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	13,698	24,434
法人税、住民税及び事業税	4,569	7,928
法人税等調整額	31	226
法人税等合計	4,538	7,701
当期純利益	9,159	16,733

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	265,000	69,215	69,215	195,784	195,784
当期変動額					
当期純利益		9,159	9,159	9,159	9,159
当期変動額合計	-	9,159	9,159	9,159	9,159
当期末残高	265,000	60,055	60,055	204,944	204,944

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	265,000	60,055	60,055	204,944	204,944
当期変動額					
当期純利益		16,733	16,733	16,733	16,733
当期変動額合計	-	16,733	16,733	16,733	16,733
当期末残高	265,000	43,321	43,321	221,678	221,678

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具備品:定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

1,149千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

('会計上の見積りの開示に関する会計基準'の適用)

'会計上の見積りの開示に関する会計基準'(企業会計基準第31号 2020年3月31)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
器具備品	3,446千円	5,143千円
その他	-千円	198千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	-	-	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	-	-	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。
 自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。
 資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	194,888	194,888	-
(2)直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3)未収委託者報酬	7,602	7,602	-
資産計	222,490	222,490	-
(1)未払金	19,494	19,494	-
負債計	19,494	19,494	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	216,458	216,458	-
(2)直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3)未収委託者報酬	11,609	11,609	-
資産計	248,067	248,067	-
(1)未払金	20,527	20,527	-
負債計	20,527	20,527	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	194,888	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	7,602	-	-
合計	222,490	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	216,458	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	11,609	-	-
合計	248,067	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
退職給付引当金の期首残高	430千円
退職給付費用	100千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	530千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 2020年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	530千円
退職給付引当金	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	530千円

(3)退職給付費用

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	100千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,505千円

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
退職給付引当金の期首残高	530千円
退職給付費用	320千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	850千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 2021年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	850千円
退職給付引当金	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	850千円

(3)退職給付費用

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	320千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,596千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	352	429
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	407	459
退職給付引当金	162	260
繰延税金資産小計	922	1,149
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	922	1,149
繰延税金負債		
前払中小企業倒産防止共済掛金	612	612
繰延税金負債合計	612	612
繰延税金資産の純額	309	536

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産額	7,733円75銭	8,365円20銭
1株当たり当期純利益	345円65銭	631円45銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当期純利益(千円)	9,159千円	16,733千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純利益(千円)	9,159千円	16,733千円
期中平均株式数(株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第19期中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		259,583
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		2,351
未収委託者報酬		13,215
流動資産合計		295,150
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		1,882
その他		297
有形固定資産合計		2,179
無形固定資産		
ソフトウェア		2,981
無形固定資産合計		2,981
投資その他の資産		
預託金		5
繰延税金資産		1,169
投資その他の資産合計		1,174
固定資産合計		6,335
資産合計		301,486
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		802
預り金		398
未払金		42,798
未払費用		2,309
未払法人税等		9,942
未払消費税等		3,094
賞与引当金		1,510
流動負債合計		60,855
固定負債		
退職給付引当金		950
固定負債合計		950
負債合計		61,805
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,319
利益剰余金合計		25,319
株主資本合計		239,680
純資産合計		239,680
負債・純資産合計		301,486

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第19期中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
営業収益			
委託者報酬			70,084
営業収益合計			70,084
営業費用			19,892
一般管理費	1		24,078
営業利益			26,113
営業外収益			12
営業外費用			20
経常利益			26,106
税引前中間純利益			26,106
法人税、住民税及び事業税			8,735
法人税等調整額			632
中間純利益			18,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	43,321	43,321	221,678	221,678
当中間期変動額					
中間純利益		18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期変動額合計	-	18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期末残高	265,000	25,319	25,319	239,680	239,680

重要な会計方針

項 目	第19期中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年 9月30日
1固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～8年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっています。
2引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に 基づく賞与支給見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における 退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算して おります。
3収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の 純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。
4その他中間財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま す。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債 の「未払消費税等」として表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第19期中間会計期間末(2021年9月30日現在)	
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	5,731千円
その他	297千円

(中間損益計算書関係)

第19期中間会計期間	
自 2021年4月1日	
至 2021年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	687千円
無形固定資産	1,220千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期中間会計期間				
自 2021年4月1日				
至 2021年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会 計期間減 少株式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

(リース取引)

第19期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第19期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2021年 4月1日 至 2021年9月30日)
委託者報酬	70,084
営業収益	70,084

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年 9月30日	
1株当たり純資産額	9,044円56銭
1株当たり中間純利益	679円35銭
<p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
中間純利益	18,002千円
普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	18,002千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

<訂正前>

(前略)

c. 訴訟事件その他の重要事項

2021年9月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

委託会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであり、毎営業年度末に決算を行います。

<訂正後>

(前略)

c. 訴訟事件その他の重要事項

2022年3月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

委託会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであり、毎営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	50,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2021年9月末日現在

(後略)

<訂正後>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	50,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2022年3月末日現在

(後略)

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中
イデア監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月16日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年4月12日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの令和3年9月1日から令和4年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの令和4年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年9月1日から令和4年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ありがとう投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)